

福祉サービス第三者評価結果報告書

事業者名：障害福祉サービス事業所ウイズ

評価実施期間：平成26年3月10日

1 評価機関

名 称	公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
認 証 番 号	鹿児島13-01号
所 在 地	〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1番7号 県社会福祉センター5階

2 事業者情報

【平成26年2月20日現在】

事業所名称：障害福祉サービス事業所 ウイズ	サービス種別：生活訓練 就労移行支援 就労継続支援B型
開設年月日：平成22年4月1日	管理者氏名：澤田 元
設置主体：社会福祉法人 常盤会	代表者：理事長 久木元 司
経営主体：社会福祉法人 常盤会	代表者：理事長 久木元 司
所在地：〒891-0141 鹿児島市谷山中央2丁目657番4	
連絡先電話番号	099-299-0300
FAX番号	099-299-0301
ホームページアドレス	http://www.tokiwakai.com
E-mail	hokulea@tokiwakai.com

基本理念・運営方針

【法人理念】

- ・地域の方々の社会福祉支援を目的に誠心誠意のサービスを行います。
- ・地域の方々が安心、快適にご利用いただける社会福祉サービスを行います。
- ・全ての職員は、倫理理念を遵守し専門性を高め地域社会の一員として社会福祉の充実を目指します。

【基本方針】

- ・利用者の基本的人権を尊重し活力のある日々の生活の充実と生きる力を生み出せる支援を行う。
- ・利用者個々人の状況に配慮した、より専門的・的確な支援ができるようスキルアップに努め、信頼された施設運営に努める。
- ・日々の活動を通して、自立へ向けたより社会人としての知識やマナー、経験を深めるとともに職業人としての技術の高められる施設運営を行う。

【運営方針】

- ・個々の実態に即した活動、支援の提供
- ・地域貢献活動やイベント等を実施し、地域へ発信する事業所を目指す
- ・第三者評価基準を根拠とする質の高い福祉サービスの提供
- ・計画的な人材育成と事業展開、商品開発の取組
- ・事業の多角的分析と数値化、グラフ化

【利用者の状況】

定 員	3 2 名	利用者数	2 1 名
-----	-------	------	-------

【職員の状況】

職 種	勤務区分				※常勤換算	※基準職員数
	常勤(人)		非常勤(人)			
	専従	兼務	専従	兼務		
施設長	0.9				0.9	1 (兼務可)
サビ管	1				1	1
就労支援員	2				2	1
職業指導員	3				3	5.6
生活支援員	3		3		5.1	
調理員			4			
前年度採用・退職の状況			採用	常勤 3 人	非常勤 0 人	
			退職	常勤 0 人	非常勤 0 人	
○常勤職員の当該法人での平均勤務年						3.8 年
○直接処遇に当たる常勤職員の当該法人での平均勤務年数						2.7 年
○常勤職員の平均年齢						38.6 歳
○うち直接処遇に当たる職員の平均年齢						34.8 歳

※常勤換算数及び基準職員数は、当該職について、運営基準等で定められている場合のみ記入。

3 評価の総評

◇ 特に評価の高い点

I 基本理念をもとに方針や目標がしっかり設定され、進む方向性が明確になっていました。「常盤会マインド」という冊子や支援計画を職員は携帯し、また、会議等では理念を復唱され、継続性のある徹底した周知がなされていました。

中・長期計画においては進捗を色分けし実施状況把握に努め、計画の策定に記録、計画の評価がわかりやすく色分けしてあり、次年度に反映され、ステップアップとなっていました。管理者は、自ら事業計画作成に携わり、職員と会議を重ね、本部と連携しながら、利用者の状況を把握されたものになっていました。新規事業も積極的に取り入れ、利用者の生活環境や作業環境、作業工賃アップ、就労支援に前向きに取り組んでいました。

Ⅱ 客観的な基準に基づいた人事考課制度を取り入れ、職員の個別面接を行い、人材の能力開発に熱心に取り組んでいました。特に就労系の事業主体の事業所ということで、職員はジョブコーチの資格取得をされ、ウイズの利用者だけでなく、地域の障害者の就労支援にも貢献していました。職員アンケートを行って、その様式は書きやすい様式になっており、その中には、施設長の評価の項目もあり、上司の方も気づかないところを顧みる機会を作り、一体となって利用者の幸せのために進めていこうという意欲を感じました。

作業スペースは、工程別に明確にまた、効率よく作業が進められるように構造化の環境が活かされており、行程表や手順書がわかりやすいように表示してあり、失敗を起こさないよう工夫がなされていました。作業が途切れた時も利用者に対して手配、配慮が充分なされていました。

運営規定に沿って、サービス管理責任者は個別支援計画の作成にあたり、実態の把握や見直し、利用者及び家族への説明および同意に至る手順をしっかりと進めていました。

Ⅲ 生活訓練、就労支援を目的とした事業所であることから、自治会活動の支援に力を入れられており、利用者の持つ力を最大限に引出せるように、職員は側面的にサポートし、社会の中で自立して生活できるように自主性を尊重した支援をしていました。また、協調性や社会生活を身につけられるように、作業訓練以外にSSTや基礎学習、ビジネスマナー講座等、多くのプログラムが用意され計画的に実施されていました。

Ⅳ すべてのマニュアルについて、見直しの時期を決めているほか、問題が生じた場合には直ぐに見直しを行い、職員へ周知するシステムができあがっており、実態に即したマニュアルが整備されていました。

◇ 改善を求められる点

特にありません。

4 第三者評価に対する事業者のコメント

福祉サービスの第三者評価を受審するに当たり、当施設では約1年の期間をかけて準備を行ってまいりました。準備を進めるなかで、これまで十分に取り組んでいると考えていた事柄についても評価基準に照らして十分でなかったり、取組は満足できるものの記録が不十分だったり、さまざまな課題が明らかになり、これまでのサービスを検証するよい機会となりました。また、何よりも職員の意識改革につながったことが得難い収穫となりました。職員がこれまで以上に利用者の視点を重視するとともに、自らの業務を振り返る良い機会となり、組織としての活動も活発になりました。

今回の受審結果から、評価項目全般にわたって好ましい評価をいただくことができ、特に当施設は就労系の施設であることから就労支援に係る取組に対しても一定の評価をいただいたことは職員一人一人にとり今後の大きな励みとなります。

これからも利用者の自立に向けた利用者本位のサービスを提供できるよう、常にサービスの質の向上をめざし、組織的に取り組めるよう日々努力してまいりたいと思います。

最後に、丁寧に評価していただいた第三者評価機関へあらためて深く感謝を申し上げます。